

議 事 日 程

平成 27 年第 2 回浜中町議会定例会

平成 27 年 6 月 11 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 42 号	平成 27 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 3	議案第 43 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 4	議案第 44 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5	議案第 45 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 6		議員の派遣について
日程第 7		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)
日程第 8	議案第 46 号	(総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第42号平成27年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を申し上げます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第42号平成27年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、議案第35号で議決をいただきました国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関連し、平成26年度の決算に基づく剰余金を平成27年度予算に組入れ、国民健康保険税の減額財源に充てると伴に税負担の激変緩和に伴う財源補てんとして、一般会計繰入金を予算措置するなど必要とされる経費について補正をお願いしようとするものです。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、1款総務費で、国民健康保険者ネットワーク負担金2,000円を追加、5款介護納付金では、拠出額確定に伴い396万4,000円を減額、9款予備費で1,499万1,000円を減額するものです。

以上により、今回の補正額は、1,895万3,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、税率等の改正により5,39

1万9,000円を減額、2款国庫支出金で歳出の介護納付金の減に伴い、療養給付費等負担金を17万9,000円減額、普通調整交付金を前年度実績に基づき1,970万7,000円減額、全体で1,988万6,000円の減額。

3款療養給付費等交付金を、社会保険診療報酬支払基金からの変更通知に基づき157万9,000円減額、8款繰入金では、保険税額の確定に伴う保険基盤安定繰入金軽減分を758万7,000円追加し、併せて保険税負担の激変緩和に伴う財源補てんとして、その他繰入金を3,000万円増額、全体で3,758万7,000円を追加。9款繰越金で、前年度剰余金1,884万4,000円を追加しようとするものです。

この結果、補正後の歳入歳出総額は、13億8,446万2,000円となります。この度の補正予算につきましては、当初予算で計上した現年課税分の国民健康保険税の減額を行い、国保加入者の国保税の激変に対する負担の軽減措置を講じながら、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、事業の安定運営に努めようとするものであり、去る6月1日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいているところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第42号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第42号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 国保税全般に亘っての質問をさせていただきたいと思います。将来に亘る部分がありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

国は医療保険制度改革の関連法案を5月27日に成立をさせました。それで平成30年度に国保を都道府県に移管をするということに決められました。その概要について説明をいただきたい訳ではありますが、私が知る限りでは保険料を決めたり集めたりするのは引き続き市町村が行う。国保の運営主体を都道府県が行う言ってみれば北海道は全体の運営主体になるだけで、従来からのそれぞれの市町村が行ってきた事務については、そのまま引き継ぐという、そういう内容のようであります。

過去に後期高齢者医療制度が発足した時に、後期高齢者医療広域連合という組織を作って、北海道全体が統一した保険料として今も生きています。収納事務については市町

村が行うという内容になっておりますけれども、今回の国保の医療制度改革に関しては、そのような状況ではなくて、各それぞれの市町村、従来どおりのやり方で保険料を集めたりしなさいということですね。

今、浜中町の実態としては、国民健康保険税ですから、税務課サイドで収納事務を行っているところと、ところが今度保険料という形になりますと、原課町民課サイドで収納に努めなければならないということも出てきます。それと浜中町の実態として、今度保険料をそれぞれの町村が決める訳ですけれども、例えば釧路管内で行きますと、白糠町辺りは赤字財政なので一般会計から相当な額を繰入れて、保険料率を保険税を低く抑える。

これが本来であれば全道統一にされると、低くなったり高くなったりする町村が必ず出てきますけれども、浜中町の場合は独立採算制を原則としていますから、そういった意味では、全道統一にしても支障がないと、逆にもしかすると低くなる可能性も有るといふ事で、私はそういう後期高齢者医療制度と同じような仕組みの中でやられるのであればメリットが出てくるけれども、そうでなければメリットというのは見えてこないという感じを持っているのですが、とりあえず最初にその概要について説明をしていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） ただいま9番議員から国保の都道府県化の概要についての質問がございました。この度の国保の都道府県化につきましては、先ほど議員もおっしゃっておられました医療保険制度改革関連法案が、平成27年5月27日に成立しております。

この法律の中身につきましては、国民健康保険制度の在り方を含む持続可能な社会保障制度の確立を目指すということで実施されております。国保の部分で言うと、ここの財政基盤が弱いということで各都道府県市町村から要望が出されておまして、財政支援を求めるもう1点はスケールメリットです。大きくして財政負担に耐えられる様に都道府県化なりをすべきだということで、従前からこれは町村会含めて、道知事会含めて要望が出されております。

その中で今回の法案中で先ほど言いました2点ポイントがありまして、まず1点目としては、国保の財政支援の拡充により財政基盤を強化するという中身、それと運営のあり方の見直しということで、国保制度の安定化ということで都道府県化がされ、これについては財政の運営自体を都道府県が担うということで規定されております。

財政の運営の主体を都道府県が担うよということですが、実は市町村も一緒にやるということで、法案上は都道府県が市町村と共に国保運営を担うと法律上はなっております。

それで都道府県と市町村の役割ということが今後出てきますけれども、現在の情報を仕入れている中では、都道府県の部分でまず運営の方では中心的な役割は都道府県が担うということで、先ず負担の公平性という適正化等を含めて、まず都道府県内の統一的な国保運営の方針を決めるということがあります。その辺に基づいて、今度は市町村毎に分布金という形で要は負担金です。この算定を決定します。

この分布金というのは、人口、医療費、年齢構成、所得水準に応じて決定される形になります。市町村はその分布金を基に、標準的な保険料というものを設定します。

一応、従前この標準的保険料を示して、それに基づいて分布金に見合った保険料設定をする形になります。それと都道府県は保険給付に必要な費用を市町村に交付するという形になっています。その後、保険給付の点検、事後調整等もするという事になっております。それと市町村につきましては、地域住民と直接会話が見える関係の中で、地域におけるきめ細かな業務を行うということです。

それで5点程あるのですが、1点目としては保険料の賦課徴収、これは先ほど言いました、標準保険料を参考に分布金に見合った分の保険料の料率を決める形になります。2点目に、その分布金を都道府県に納付する。それと3点目の資格管理と給付の決定ですが、資格管理は要は加入とか喪失等の業務、それと実際に窓口で療養費の支給申請等もありまして、あと給付金を都道府県から受けますので、直接医療費の分を払うという作業もこれは従前どおり残ります。

それと保険事業として、レセプト検診情報等を活用したデータベース等の事業を実施するということになっておりますので、従前どおり保険事業は残ります。それと地域包括ケアシステムの構築ということで、医療と介護の連携も部分では求められてきております。

それで今後効果として期待されるのは、この都道府県化によって市町村単位か、都道府県化に移すことによって規模を大きくして、国保のサービスも今後も維持していくということが基本となっているところです。これによって財政基金というものも作られたりして、一般会計の繰入への部分、実は結構赤字になって、そこから入れたりしているところもありますけれども、そういう基金を作って国保市町村の部分の交付、借入

と言いますか、基金を作ってやっていくと、あと事務的な部分ですけれども、標準システムを作って、運営基準が市町村毎の内の少しでも効率化しようという分が出ております。

今、特に保険料、先ほど事務の分でいうと保険税から保険料に町村で言うと変わるとい分ですけれども、想定としては後期もそうですけれども、料になると各々の原課での対応となりますので、今後の保健指導の有無も含めた中の体制の構築が、町村毎に考えていかなければならないと思います。

今後の日程的なことを言いますと、一応30年4月から都道府県化されますけれども、この法律案成立後に国において説明会を実施し、都道府県から具体的に町村と協議をする場があるという情報が道から来ておりますので、その際に具体的な中身を協議、示されるのではないかと考えております。一番の違いは保険料を自分のところで決めるという方式だとは思うのですけれども、この辺、具体的に平均の全道でいうと実は浜中町2年前のデータですけれども、一人当たりの現税額は179市町村の内20番目という形になっております。単純に考えると平均に平準化されれば安くなるのではないかと考えておりますけれども、ただ赤字の保険者や、一般会計繰入している町村もありますので、この分を財政支援という形で国は当然しないようにという形では、しないように済むような制度とすることで財政支援をしております。

そういった中で、保険料がどの様になるかは今後解らないところもありますけれども、基本的には平均より高いところは下がるであろうと予想はしておりますけれども、制度的には保険料の負担のあり方は、今後の情報を注視していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今説明を受けたのですけれども、どうも理解が進まないんです。

制度的な内容ですから、そのようなことでしょうかと思うのですが、町村としてこの制度が果たして本当に良い制度として機能するのかどうかという部分が、一番聞きたいところなんです。

今回の利用制度改正で市町村が、今までと同じように税率を決めたり保険料を集めたりするというのが事務的な部分でメリットがあるのか、効率的な事務運営ができるのか、市町村として財政面でどれだけプラスになるのか。こういった部分の視点が大事だと私は思うんです。それで今話を聞いていますと、北海道が保険者になるだけの話であっ

て町村のメリットというのは感じられないんです。その辺のメリット・デメリットを整理して公聴会とか色々あるでしょうから、それらを具申するということが果たして可能かどうか。その辺だけお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） やはり個々の財政基盤にかかわる部分です。それと事務的な部分です。そういった部分の危惧を私どもも実はしております。

制度的には、これは地方が最初に言っていましたけれども、やはり今後小さな保険者が多くて、やはり保険料負担も被保険者自体が大変だと、保険者自体が大変なので繰入とか、実質例えば赤字になっているとか、そういうような実態のある中から都道府県化という話が出てきたのですけれども、財布を大きくすることによって増減を少なくするというのは最初の目的ですけれども、その上で町村の事務的な部分とか、誰が責任者かというところが、今の部分で言うと両方が責任者状態です。運営の部分と実際の事務方、町村の住民対応等含めて市町村に残っている実態、議員おっしゃるとおりです。

やはり簡素で解り易い制度にするという部分も含めて、今後、道の会議等あと国と地方の協議という場が、この制度の時に作られたのですけれども、引き続き保険基盤強化協議会というのが残るそうですので、そういった部分には町村会とか市長会、知事会とかも入っていますので、そういう部分に町としては要請行動をして制度の簡素でやはり負担の掛からない、それは町村もそうですし被保険者の負担も少なく、安心して医療が受けられる体制のものにして欲しいということの要請活動ですか、今後ともして行かないといけないと思っておりますので、そのような機会に申し上げて参りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 大分理解が進みました。私の言っているところは、北海道が保険者になって、財布が広くなれば脆弱な保険者に対する融通も利くよというようなことなので、それはそれとして良いのですが、後期高齢者医療制度のように、事務主体を広域連合というところで保険料率も全て決めると言うことになると、市町村の負担というのは非常に軽くなる訳です。徴収事務だけで済む訳ですから、あるいは納付書を発行するとかそういう部分だけで済む訳ですから、それと同じような形で北海道が保険者になるということについては、非常に期待していたんです。期待していたのですが、現実的には保険者が北海道であっても事務的な部分は市町村に残って、保険料率も市町村で決

めなさいというようなことであれば、一向に改善の兆しといたしますか、今まで市町村が保険者であったことと殆ど変わらない、何のメリットがあるのかなというようなことがありますので、私、副町長に確認したいのですけれども、これらは町村会首長が集まる機会あると思いますけども、そういう場でそれぞれの市町村の担当者のお話を聞いて、こういうふうになればもっと良くなる、この部分は隘路だよという部分をまとめて町村会を通じて北海道に意見具申をするというようなことは出来ないかどうか。

法律的にはもう国が決めたものですから、内容についてまだこれから意見具申にして実際施行するのは30年ですから、まだ余裕があるという事で少しでも市町村の立場に立った国保運営が出来るようにすべきだと思います。

浜中町は管内で見ても聞きましたら50%以上の被保険者がいると、一番多いようです。だからそういった意味では、他の管内と比べてもっと一般会計から繰入れをして国保税を下げてでも良いのかなという感じは思っておりますけれども、やみくもにそういう事もあまりすべきではないと、半分は被用者保険に入っている訳ですから、そういうことも含めて具申できるかどうかを、副町長から事務的にお聞かせいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） この制度については、地方と国と数度に亘り事務レベルあるいは政策レベルで協議しまして、その結果として最終的な意見を集約して、法律の制定に向けて今制定されたということですから、北海道と都道府県と国の役割、あるいは市町村の役割はもう明確になりました。

でもこの法律の趣旨は、やはり財政運営の主体が都道府県に移ったということですね。さっき言いましたように、スケールリミットということですから、1つの町村では持ち堪えられない、国民健康保険制度の充実化を図り将来に亘り安定的に事業を実施するということであります。

それでその中に、やはり市町村事務の効率化とあります。もう決められていますけれども、都道府県のやることは決められる市町村は今言ったように資格管理から保険料率の決定、付加、徴収までですから、今までと形上変わらないということですから、その背景にある財政上の問題は大きく変わったと思います。

したがって効率的に、この事業を進める為に今後もあらゆる場で、市町村と北海道、あるいは国と北海道もありますけれども、そういう場があります。その場で管内的にも

説明会等ありますし、組織も立ち上げるということになっています。

北海道は必要な組織ですから、そんなことを踏まえて担当者からの話を聞いて少なくとも管内町村の市町村の問題であれば当然、共通な問題として捉えられるので、そういう折には管内町村会で、このことが話題になることは可能性であります。

全てそうですから課題となったものについては、町村長さんたちが集まってそういう議論をする、これはもう当然出てきますので、それらに向けてその後、町村会にどうお伝えするかという今後の道ですけども、その可能性も当然あると思います。

ただ制度はもう法律で決まりましたので、そのことが北海道がやるという自由度の中で市町村の思いを反映していただくということになりますけれども、法律の制約があるとするれば本来的には市町村が苦しいので、北海道にある事業が移管されたということですので、そんな意味では良い様に市町村の負担を軽減する為の事務だと思えますから業務の効率性も含めまして、各担当者の熱い思い各市町村の抱えた今言ったものが共通だとすれば、町村会で議論して管内町村会から、北海道町村会ということも道も可能性としてありますので、折々の状況を見ながら進めさせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 1点だけ今聞いていて気になったのが、税方式から料金方式に代わるということです。その場合、徴収事務も従来どおり町村で担当するとなりますと、これは現在、税という観点からかなりの収納率になっているという点もあるのかと。

それが料金的なものになった場合にこれらの違いです。強制収納と申しますか、例えば滞納整理機構に渡して徴収できるものなのか。あるいは時効の期間とかそういうものというのは違ってくるのかこないのか。要するに皆で負担をして、皆で給付を受けるといのが、この制度である以上、それもやはり極力滞納をなくするというのが大事だと思うのです。そこら辺はそんな心配はないのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） ただいまの質問にお答えいたします。国民健康保険税から国民健康保険料に変わったとしても、上位法は地方税法に基づきますので、当然、公債権として扱われ時効の中断、誓約等諸々が今までと同じになります。滞納整理機構は税及び税外金も引継ぐことが出来るとなっておりますので、料になっても国民健康保険料として滞納整理機構に引き継ぐことができております。

それで時効については、料だと2年ですから、介護保険とか後期と同じ2年ですから、処分停止して時効の中断は今まで税は5年ですから、5年が2年になるということで、もっとスピーディーになるかと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第43号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第43号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会の委員は、霧多布の松村嗣弥氏、散布の田畑睦男氏、茶内の田中裕作氏の3名であります。田中氏は、平成27年度6月28日で任期満了となります。

同氏は、平成21年から固定資産評価審査委員として、公正な判断力と固定資産に精通していることから、固定資産評価審査委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただき

たく提案した次第であります。

よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、選任に同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦について

◎日程第5 議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第44号及び日程第5 議案第45号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第44号及び議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、天間間りゆう子氏、加藤憲治氏、中村裕子氏の3名であります。このうち天間館りゆう子氏と中村裕子氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

天間館りゆう子氏と中村裕子氏は平成24年10月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、また人格・見識ともに優れ、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、ここに

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第44号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第45号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第44号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第45号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第44号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第45号の採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による、議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しまし
た。

◎日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事
件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉
会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しま
した。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま町長から議案第46号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第8 議案第46号財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第46号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第46号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、ロータリー除雪車1台購入しようとするもので、平成27年第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。このロータリー除雪車購入にあたり、6月8日町外業者2社により指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、北海道川重建機株式会社釧路支店が3,391万2,000円で落札いたしました。

なお、納期は12月15日となっております。ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第46号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって、平成27年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時53分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員